

監査公表第6号

令和7年6月2日

周南市監査委員 久 行 竜 二

周南市監査委員 島 津 幸 男

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和7年3月25日に議長及び市長等に提出し、令和7年6月2日に議会報告されています。）

1 監査の対象

財政部

財政課、課税課、収納課、契約監理課

2 監査の範囲

令和6年4月（一部令和5年4月）から10月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和6年12月13日（金）から令和7年3月25日（火）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 文書は適正に整理、保存されているか。

(2) 収入事務

ア 滞納状況及びその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。

(3) 市税事務

ア 非課税、減免、課税免除、不均一課税、納期限延長の取扱い及び手続は、法令等の規定に基づいて適正に行われているか。

(4) 契約事務

ア 入札の公告、指名通知等の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。

イ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か。

ウ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

(5) 財産管理事務

ア 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽微な事項等（合計 35 件）については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。